

資料3 日常生活用具一覧

【身体障害者】別表第1（第3条第1項第1号関係）

種目		対象者	性能	基準額	耐用年数 その他
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000 円	4 年
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000 円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	便 器 の み 4,450 円 便器（手すり付き） 9,850 円 手すり 5,400 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者。	障害者が容易に使用しうるもの	4,683 円	3 年

	歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者。	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ、革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,656 円 イ 37,852 円	3 年
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の者	温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200 円	8 年
	火災警報器	障害等級 2 級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	障害等級 2 級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年

	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500 円	6 年
	自家発電機又は外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓のいずれかを使用している者	居宅で使用する人工呼吸器等に接続することで、人工呼吸器等の稼働が可能な電力を供給できるもの（充電器及びインバータ含む）。給付は自家発電機又は外部バッテリーのいずれか 1 種目とする。	100,000 円	5 年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,000 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声若しくは発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害者 2 級以上のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト 上肢機能障害者：インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者：画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000 円	6 年
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	6 年

点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 画面書真鍮板製 イ 画面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面所プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,712 円 イ 6,798 円 (2) 携帯用 ア 7,416 円 イ 1,699 円	(1)7 年 (2)5 年
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の者(本人が就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	①録音 再生機 85,000 円 ②再生 専用機 35,000 円	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 12,000 円 音声式 13,700 円	10 年
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害 2 級以上の者	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000 円	5 年

	視覚障害者用 I C タグレコーダー	視覚障害 2 級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	服の形状や色、物の名称を録音した I C タグを服や物に貼り付けておき、必要時に本体で再生することにより、その形状や色、名称等を認識することができるもの	40,000 円	5 年
	人工鼻	喉頭摘出者	障害者が容易に使用し得るもの	月額 23,760 円	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	40,000 円	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動せ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,343 円	笛式 4 年
			電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203 円	電動式 5 年
	点字毎日	主に、情報の収集を点字によっている視覚障害者	単価は 1 部当たりの金額とし、自己負担額は 1 部当たり 80 円とする。	400 円	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とし、福祉事務所長が認めた額	
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人口膀胱造設者	(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,850 円	
			(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,600 円	

	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で先天性の高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は3歳未満に発症した脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	月額 12,000 円	
	収尿器	高度の排尿機能障害	排尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 8,085 円 簡易型 5,985 円 女性用 普通型 8,925 円 簡易型 6,195 円	1 年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障害者が現に居住する住宅について行われるもの。住宅改修費の対象となる経費は、次の各号に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。 (1) 手摺りの取付 (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000 円	一回限り

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 人工呼吸器等とは、人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓とする。

【身体・知的障害児】別表第2（第3条第1項第2号関係）

種目		障害種別及び程度	性能	基準額	耐用年数 その他
介護・ 訓練支 援用具	訓練用ベッ ド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（原則として3歳以上の者に限る。）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100 円	5 年
	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者（以下「知的障害児・者」という。）として判定され障害程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの（それぞれ原則として3歳以上の者に限る。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であって常時介護を要するもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもの（原則として3歳以上のものに限る。）	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年

	体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級のもの(原則として3歳以上の者に限る。)	介護者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000 円	4 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上のものに限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000 円	8 年
	便器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができること。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	便 器 の み 4,450 円 便器(手すり付き) 9,850 円 手すり 5,400 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者。	障害者が容易に使用しうるもの	4,683 円	3 年
	歩行支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの(原則として3歳以上の者に限る。)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年

頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある児童。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ、革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,656 円 イ 37,852 円	3 年
特殊便器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200 円	8 年
火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者(原則として学齢児以上のものに限る。)	視覚障害児が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が１級又は３級と記載されているもの(原則として３歳以上のものに限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が１級又は３級と記載されているもの、又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	障害児が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	上記に同じ。	障害児が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が１級又は３級と記載されているもの、又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの	障害児が容易に使用し得るもの	157,500 円	6 年
	自家発電機又は外部バッテリー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓のいずれかを正在使用しているもの	居宅で使用する人工呼吸器等に接続することで、人工呼吸器等の稼働が可能な電力を供給できるもの(充電器及びインバータ含む)。給付は自家発電機又は外部バッテリーのいずれか１種目とする。	100,000 円	5 年
	視覚障害者用体温計(音声式)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が１級又は２級であって原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由者であって発声若しくは発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年

	情報・通信 支援用具	上肢機能障害２級又は 視覚障害者２級以上のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト 上肢機能障害者：インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者：画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000 円	6 年
	点字タイプ ライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもの（原則として就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれる者に限る。）	容易に操作できるもの	63,100 円	5 年
	視覚障害者 用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	6 年
	視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であると記載されているもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
	視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
	聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のものに限る。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	40,000 円	5 年

	聴覚障害児用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動せ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,343 円	笛式 4 年
			電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203 円	電動式 5 年
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人口膀胱造設者	(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,850 円	
			(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,600 円	
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で先天性の高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は3歳未満に発症した脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、オムツ等	月額 12,000 円	
	収尿器	高度の排尿機能障害	排尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 8,085 円 簡易型 5,985 円 女性用 普通型 8,925 円 簡易型 6,195 円	1 年

居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障害者が現に居住する住宅について行われるもの。住宅改修費の対象となる経費は、次の各号に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。 (1) 手摺りの取付 (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000 円	一回限り
------------	------------	--	---	-----------	------

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

【精神障害者・児】別表第3 (第3条第1項第3号関係)

種目		対象者	性能	基準額	耐用年数 その他
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年

【難病患者】別表第4（第3条第1項第4号関係）

種目		障害種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000 円	4 年
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000 円	8 年
	便器	常時介助を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	便 器 の み 4,450 円 便器（手すり付き） 5,400 円	8 年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	60,000 円	8 年
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200 円	8 年

	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	視力に障害のある者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円	5 年
	ネブライザー	呼吸機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	6 年
	自家発電機又は外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓のいずれかを使用している者	居宅で使用する人工呼吸器等に接続することで、人工呼吸器等の稼働が可能な電力を供給できるもの（充電器及びインバータ含む）。給付は自家発電機又は外部バッテリーのいずれか 1 種目とする。	100,000 円	5 年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障害者が現に居住する住宅について行われるもの。住宅改修費の対象となる経費は、次の各号に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。 （１）手摺りの取付 （２）段差の解消 （３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 （４）引き戸等への扉の取替え （５）洋式便器等への便器の取替え （６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000 円	一回限り